

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和
七年
八月
四日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西
秀
記

青森県後期高齢者医療広域連合条例第九号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の見出し及び同条第一項中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。